

# 南部町の税シリーズ第2弾

# 国民健康保険税

その2

## 国民健康保険税の軽減

世帯主（世帯主が被保険者でない場合（擬制世帯主）も含む。）及びその世帯の国民健康保険被保険者の総所得金額の合計額が基準に満たない場合には、所得の額に応じて均等割と平等割が軽減されます。

軽減を判定する所得は、国民健康保険加入者（擬制世帯主を含む。）全員の所得合計となります。

なお、65歳以上の方の年金所得については、15万円を引いたあとの所得が軽減判定所得となります。

※世帯の中に所得が分からない人（未申告の人）がいると軽減の判定ができません。所得の有る無しに関わらず、国民健康保険に加入している人、またその世帯の人は、毎年必ず所得の申告をしてください。

7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円+(24.5万円×世帯主を除く国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者の数)
2割軽減	33万円+(35万円×国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者の数)

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度へ移行されたことにより、国民健康保険の資格を喪失した人で、その喪失日以降も継続して同一の世帯にいる人をいいます。

その時点で軽減判定をします。

### ① 後期高齢者医療制度に伴う軽減

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することにより、世帯の国民健康保険被保険者が減少しても、世帯構成や世帯の所得が変わらなければ、後期高齢者医療制度へ移行された人（特定同一世帯所属者）の所得や人数も軽減判定の対象に含まれますので、これまでも同様の軽減が適用されます。

### ② (5年間の特例)

75歳になる方が、後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人だけとなった国民健康保険世帯は、国民健康保険税の「医療給付費分」と「後期高齢者支援金分」の平等割が半額になります。（5年間の特例）

### ③

軽減判定は、賦課期日である4月1日時点での国民健康保険加入状況で判定します。賦課期日後に、資格の異動等で、国民健康保険加入者に異動があっても、軽減判定は変更されません。しかし、世帯主変更があった場合は、

険に加入することになる場合は、

申請をすることにより、所得割と資産割が免除され、均等割が半額になります。さらに被保険者が1人の場合には、平等割も半額になります。（2年間の特例）

### 国民健康保険税の減免

世帯主（主として世帯の生計を維持する方）が、次のような理由により、生活困窮と認められる世帯には、申請をすることにより、国民健康保険税が減免される場合があります。

○長期の疾病などにより就業不可能な場合

○失業または廃業し、その世帯の収入がほかにない場合

○右記に準ずる世帯で生活困窮と認められる場合

減免は、減免申請書の提出後、内容を審査し、適否が決定されます。減免適用が決定されたら、申請書の提出があった月以降の国民健康保険税額が減免されます。

お問い合わせ先

法勝寺庁舎 税務課

TEL 66-4802